

平成30年7月



### 北海道中小企業再生支援協議会 - 支援業務部門 -

〒060-0001  
札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター 6F  
TEL.011-222-2829  
011-223-3211  
FAX.011-222-6162  
e-mail : sien15218@bz01.plala.or.jp  
ホームページ: <http://www.sapporo-cci.or.jp/content/saisei/>

### 北海道経営改善支援センター

〒060-0001  
札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター 6F  
TEL.011-232-0217  
FAX.011-222-6162  
e-mail : sien-center@bz04.plala.or.jp



〒060-0808  
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎  
TEL.011-709-2311(内線2575)  
e-mail : hokkaido-chusho@meti.go.jp  
ホームページ: <http://www.hkd.meti.go.jp>



# 2018 中小企業再生 サポートブック

中小企業の再生を支援します。

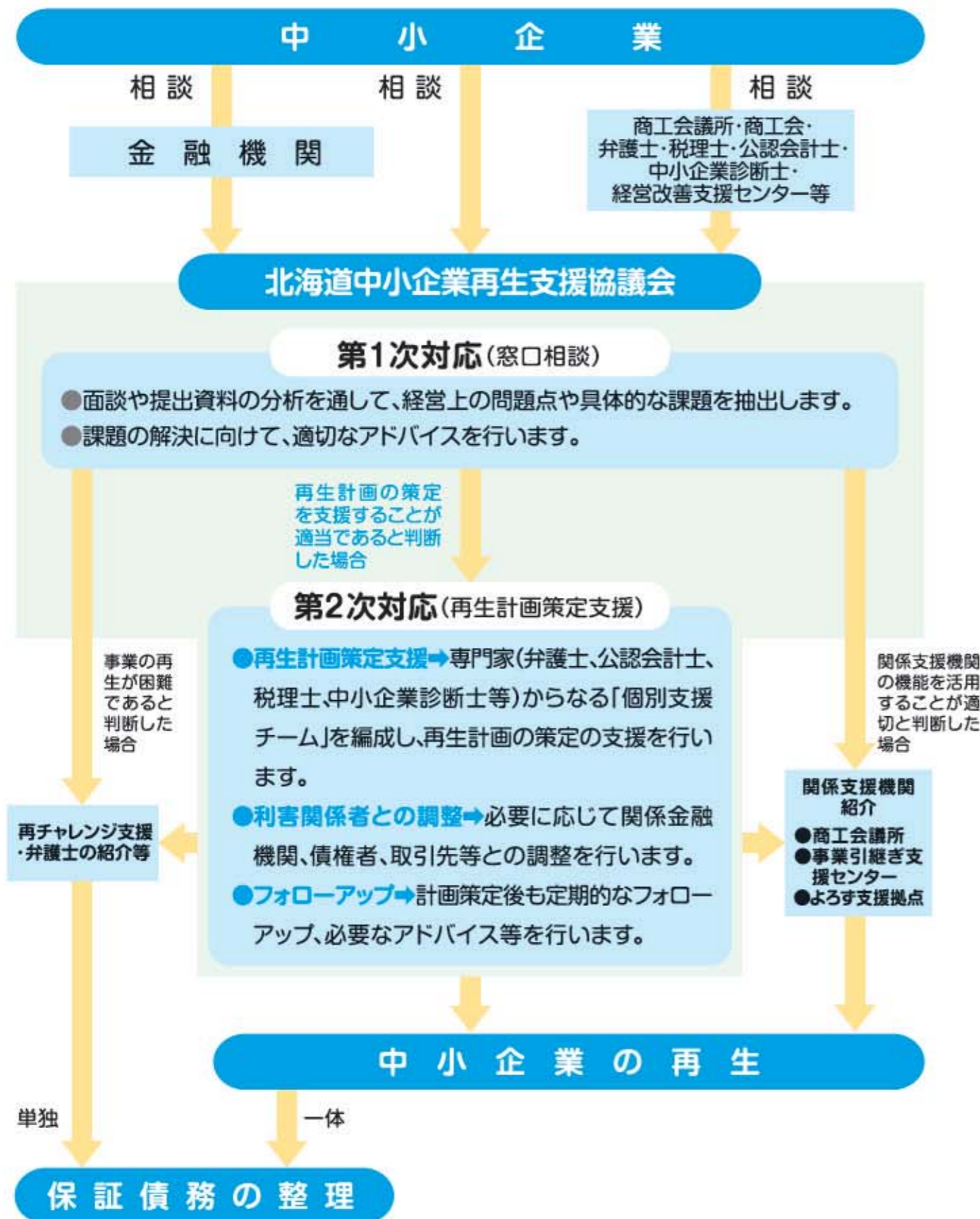
『企業再生の仕組みと支援策』

- 北海道中小企業再生支援協議会  
| 支援業務部門 |
- 北海道経営改善支援センター

北海道中小企業再生支援協議会  
経済産業省 北海道経済産業局



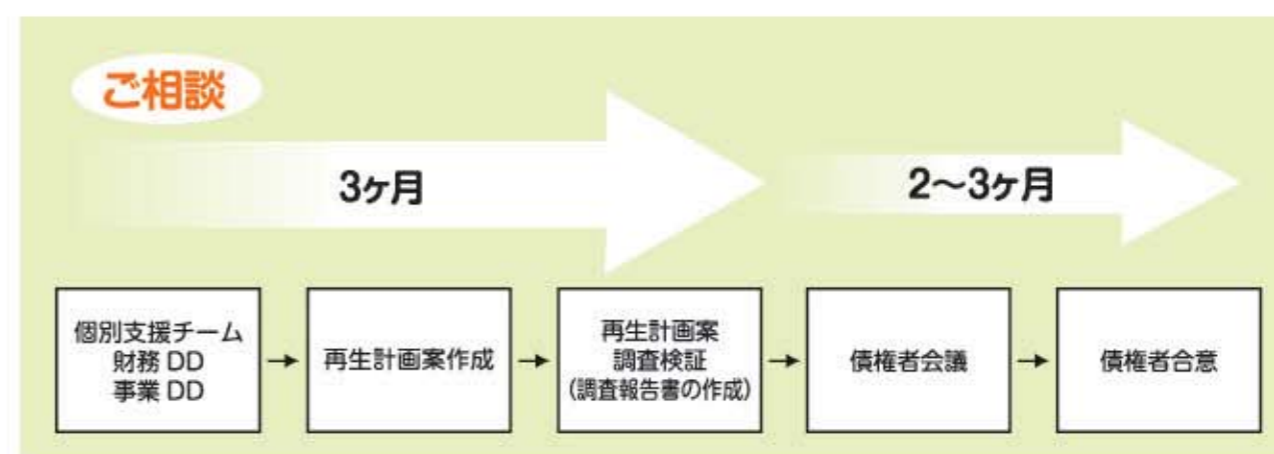
## 2 再生支援の流れ



## 3 再生計画策定支援スキーム

- 従来から、協議会は「個別支援チーム」による財務面および事業面の調査分析(デューデリジェンス)に基づく再生計画案の作成を支援する手順(従来型)を原則としてきました。
- 中小企業再生支援協議会事業実施基本要領の改訂(平成30年7月13日)に伴い、上記に代えて、相談企業が実施した財務面および事業面の調査分析を「個別支援チーム」の検証を通じ再生計画案の作成を支援する手順(検証型)も明文化されました。
- また、迅速かつ簡易な再生計画の作成を支援する場合など協議会の判断により個別支援チームに外部専門家を含めない手順(簡易型)も引き続き可能となっています。

### 1 従来の再生計画策定支援スキーム



### 2 簡易な再生計画策定支援スキーム





# 7 経営者保証に関するガイドライン

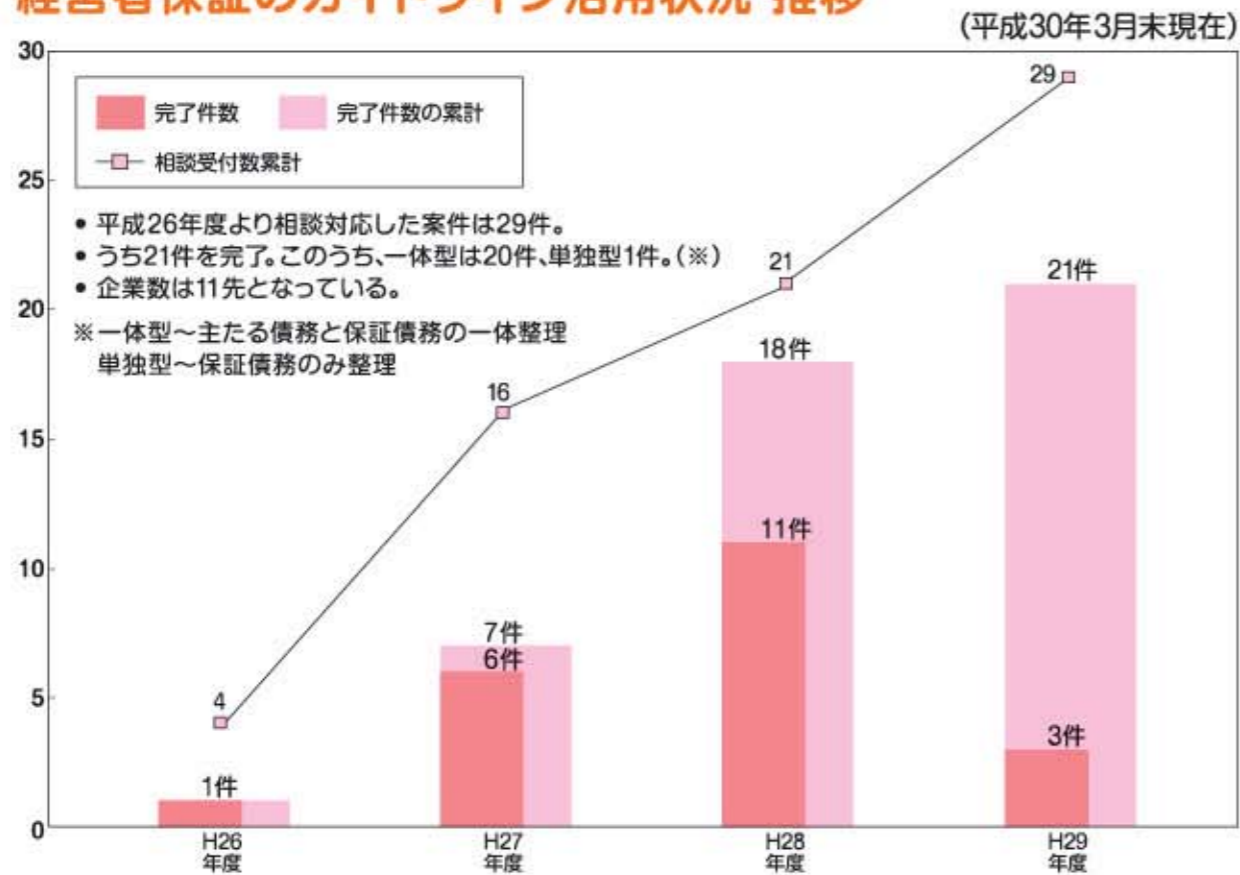
事業再生や債務整理をしたいけれど、  
個人保証があるから踏み切れない

- 中小企業・経営者の方の対応  
法人の債務整理手続と同時に経営者の保証債務の整理を求めることができます。
- ガイドラインでできること
  - ・保証債務を整理する方は一定の要件を満たせば、自宅や生計費等の資産を残せる可能性があります。
  - ・本ガイドラインにより保証債務の整理を行った場合、信用情報機関への登録は行われません。

一定期間の生計費    華美でない自宅    事業継続に必要な個人資産

※債権者にとって、一定の合理性があり、その回収見込み額の増加額の範囲内に限ります。  
※経営者に破産法に定める免責不許可事由が生じていないこと。

## 北海道中小企業再生支援協議会 経営者保証のガイドライン活用状況 推移



# 8 よくあるご質問にお答えします

## — 支援業務部門に関するQ&A —

**Question 1** どのような支援が受けられるのですか？

**Answer** 最初に、面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や具体的な課題を抽出し、解決に向けて適切なアドバイスを行います。次に、必要に応じて専門家で構成する個別支援チームを結成し、金融機関や取引先との調整を行うとともに、融資、保証、ファンド、税制を活用しながら、具体的な再生計画の策定を支援します。計画策定後も定期的にフォローアップしています。

※ただし、融資の斡旋は行っておりません。

**Question 2** 支援対象となるのはどのような企業ですか？

原則として、財務上の問題を抱えている若しくは抱える懸念のある中小企業のうち、主に以下の基準を満たす企業が対象となります。

業種	対象基準
製造・建設・運輸業	資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
ゴム製品製造業*	資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
旅館業	資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
医療業	常時使用する従業員が300人以下の医療法人
	資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営む者
	企業組合、協業組合、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

**Answer**